

浪合漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浪合漁業協同組合が免許を受けた、内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あまご(地方名あめのうお)及びいわなを言う。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の方法等)

第2条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊魚の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲以内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ行ってはならない。ただし理事は、水産動物の繁殖保護又は遊漁調整上必要と認めた場合は、遊漁の方法、統数、若しくは規模、区域又は期間をさらに制限することができる。

| ア遊漁の魚種 | イ漁具漁法 | ウ統数又は規模 | エ区 域 | オ期 間 |
|------------------------|-------|---------|--|-----------------------|
| あまご (地方名、 あめのうお) | 竿 釣 | 1人1本 | 内共第14号漁業権の漁場の区域全域。 次の基点から北東の方向を見通す線から上流の和知野川(通称浪合川)本流及び支流。 基点 下伊那郡阿智村浪合956番地109地先の和知野川(通称浪合川)右岸の下伊那郡阿智村と同郡阿南町との境界点。 ただし、次の区間を除く。 ①和知野川(通称浪合川)の中部電力浪合堰堤から上流250メートル、下流250メートル。 ②治部坂川の二つ又ダムより上流。 ③恩田川の蘭平ダムより上流。 | 5月3日から 8月31日まで |
| いわな | | | | |

2 前項エ欄中のただし書きの制限をしようとする場合、理事は漁具漁法、統数又は規模、区域及び期間を指定してこれを公示しなければならない。

(漁業の承認及び遊漁料の納入義務)

第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣竿による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により規定する遊漁料を納付しなければならない。

(全長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

| 名 称 | 大 き さ |
|------------------|----------------|
| あ ま ご(地方名、あめのうお) | 全長 15センチメートル以下 |
| い わ な | |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第3条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

| 漁 種 | 承認期間 | 遊 漁 料 |
|------------------|------|-------|
| あ ま ご(地方名、あめのうお) | 1 日 | 800円 |
| い わ な | | |

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 遊 漁 料 |
|-------|---------------------|
| 中学生以下 | 無 料 |
| 身体障害者 | 前項に規定する額の2分の1に相当する額 |

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間が1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 阿智村浪合1018番地 浪合漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所ほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第3条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号に規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

- 第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。
- 2 行政庁の指導により、文言等変更となる場合がある。

(附 則)

この規則は、令和6年 1月 1日から施行する。(行政庁の認可 令和5年 月 日)

表

裏

| | | |
|-----------------|-----------------------|------|
| No. | | |
| 遊 漁 承 認 証 | | |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | |
| 記 | | |
| 遊 漁 者 | (住所) | |
| | (氏名) | (年齢) |
| 承認期間 | 年 月 日 | |
| 魚 種 | あまご(地方名:あめのうお) いわな | |
| 漁具・漁法 | 竿 釣 | |
| 遊魚区域 | 阿智村浪合の区域内 | |
| 遊 漁 料 | 800円 | |
| 発行年月日 | 年 月 日 | |
| 発 行 者 | 浪合漁業協同組合 | 印 |

| |
|------------------------------------|
| 注 意 事 項 |
| 1. この承認証は他人に貸与しては いけない。 |
| 2. 漁場監視員の要求があった場合は 提示しなくてはならない。 |
| 3. 遊漁規則に従って遊漁しなくては ならない。 |
| 4. 全長15cm以下の魚族は採っては ならない。 |

表

裏

| | | |
|--------------------------------|----------|----|
| No. | | |
| 漁 場 監 視 員 証 | | |
| 下記の者は、当組合の漁場監視員で あることを証明する。 | | |
| 住所 | | |
| 氏名 | | 年齢 |
| 有効期間 | 年 月 日 | |
| 発 行 者 | 浪合漁業協同組合 | 印 |

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1. 漁場監視員は、遊漁規則の励行 に関して、必要な指示を行うこと ができる。 |
| 2. 漁場監視員は、本監視員証を常に 携帯しかつ遊漁監視員であることを 表示する腕章をつけるものとする。 |
| 3. 本監視員証は、他人に貸与しては ならない。 |